# 「食の安全・安心の確保」に関する施策の体系

| 3つの視点 | 5つの基本的施策 | 施策の方向性 | 取り組むべき施策 |
|---|---|---|---|
| 1 生産から消費に至るまでの食品衛生の確保 | Ⅰ 生産・流通・消費の各段階における食品の安全性確保 | （1）生産段階における食品の安全性の確保 | 1) 安全な農林水産物の生産・供給<br>2) 農薬・肥料・動物用医薬品等の適正使用の推進<br>3) 生産履歴記帳の推進 |
| | | （2）製造、加工、流通・販売の各段階における食品の安全性の確保 | 4) 食品営業施設等に対する監視・指導の徹底<br>5) 食中毒予防のための衛生教育の実施と最新情報の提供<br>6) 高度な衛生管理システムの普及と導入の支援<br>7) 食品関連事業者が行う自主的衛生管理に対する評価<br>8) 給食施設における安全性確保<br>9) いわゆる健康食品等による被害の防止<br>10) 適正な食品表示の監視・指導 |
| | | （3）食品などの検査 | 11) 食品の安全確認検査<br>12) 残留農薬、動物用医薬品、食品添加物等の検査<br>13) 検査機器の整備と精度管理 |
| | | （4）消費段階における食品の安全性の確保 | 14) 家庭、職場、学校等における食品衛生知識の普及と実践<br>15) 世代ごとのリスクコミュニケーションの充実<br>16) 食の安全安心について高い知識を持つ消費者の育成 |
| | Ⅱ 食品等事業者の自主衛生管理の推進 | （1）HACCPの普及と実践 | 17) 効果的なHACCP導入の支援<br>18) 熊本市食品自主衛生管理評価事業 |
| | | （2）食品の大量取扱業者との情報の共有 | 19) 行政、市場、大型量販店の情報の共有化 |
| | | （3）熊本の食に関する文化や産品の振興に向けた安全性の確保 | 20) 熊本の水の衛生確保<br>21) 農林水産物、特産品、土産品などの衛生確保<br>22) 健康づくりに協力する飲食店等への支援 |
| 2 食品の安全性確保のための体制整備 | Ⅲ 国・県・他市町村・庁内関係部署及び食品関係機関との連携 | （1）健康危機管理体制の充実及び強化 | 23) 初動対応の充実による被害拡大の防止<br>24) 新たな健康危機に対応できる体制の構築<br>25) 報道発表など公表による被害拡大の防止<br>26) 食品衛生監視員等の資質の向上 |
| | | （2）食品の安全確保のための連携 | 27) 国・県・他市町村及び庁内の連携強化<br>28) 食品関連事業者団体等との連携 |
| 3 食の安全に関する情報の共有と相互理解の推進 | Ⅳ 消費者・生産者・食品関連事業者及び行政の相互理解・信頼関係の確立と推進 | （1）市民意見の施策への反映 | 29) 市の施策に市民等の意見を反映する体制の充実<br>30) 健康くまもと21推進会議、食の安全安心・食育部会の開催 |
| | | （2）食や健康被害に関する情報提供の充実 | 31) 正確で迅速な食品情報の収集と発信 |
| | | （3）食に関する相談窓口の充実 | 32) 総合的な相談窓口の充実 |
| | Ⅴ 食育を通じた食の安全・安心の確保（共通） | （1）災害に備える食を含めた、食の安全性や栄養等に関する理解の促進 | 33) 食の安全性に関する体験を通じた食育活動の推進<br>34) 食育を通じた食の安全に関する情報の共有化<br>35) 基礎的な調査・研究等の実施<br>36) 災害時に備える食育の推進 |

## 検証指標

### 1 施策の取組に関する指標

①生産履歴記帳実施農家数（Ⅰ-（1））
②食品営業施設の監視指導ポイント数達成率（Ⅰ-（2））
③食品の収去検査数実施率（Ⅰ-（3））
④衛生講習会の受講者数（Ⅰ-（4））
⑤熊本市食品自主衛生管理評価事業の取組み施設数（Ⅱ-（1））
⑥HACCPについて知っている市民の割合（Ⅱ-（1））
⑦熊本市食品安全情報ネットワークでの情報発信数（Ⅱ-（2））
⑧地下水の水質監視割合（Ⅱ-（3））
⑨健康危機管理研修会の開催数（Ⅲ-（1））
⑩食品衛生指導員巡回設数（Ⅲ-（2））
⑪健康くまもと21推進会議、食の安全安心・食育部会の開催数（Ⅳ-（1））
⑫食に関するホームページへの情報掲載数（Ⅳ-（2））
⑬食品苦情相談への対応数（Ⅳ-（3））

推進

### 2 市民の意識行動に関する指標

⑭食の安全性確保のために意識して実践していることがある市民の割合
⑮食品を購入する際に表示を確認している市民の割合
⑯食事・食品等に関する正しい知識や情報を得ようと努めている市民の割合
⑰食品の安全性に関する知識があると思う市民の割合
⑱災害に備えて飲料水や食料を7日分以上備蓄している市民の割合（Ⅴ-（1））

安全性の確保・安心感の向上

### 3 食の安全性の確保に関する指標

⑲重篤（死亡者発生）または大規模（有症者50人以上）食中毒の発生件数
⑳食品の収去検査における違反件数

### 4 食の安心感に関する指標

㉑食品について安全性が高まってきていると感じる市民の割合
㉒「残留農薬」について不安を感じる市民の割合
㉓「食品添加物」について不安を感じる市民の割合
㉔「食品の不正（偽装）表示」について不安を感じる市民の割合
㉕「輸入食品」について不安を感じる市民の割合